

メトキシクロル、デクロランプラス及び UV-328 の所要の措置について（答申案）

令和 5 年 12 月 11 日

標記について、下記の通りの措置を講じることが適当である。

記

- 1 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項に規定する政令で定める製品については、次の表の左欄に掲げる化学物質ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる製品とすることが適当である。

化学物質	法第 24 条第 1 項に規定する政令で定めるべき製品
1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4 : 7, 10-ジメタノジベンゾ[<i>a</i> , <i>e</i>] [8] アンヌレン（別名デクロランプラス）	<ul style="list-style-type: none"> ・樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤 ・シリコーンゴム ・潤滑油 ・接着剤及びテープ ・電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル
2-（2 <i>H</i> -1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ビス（2-メチルブタン-2-イル）フェノール（別名 UV-328）	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料又はワニス ・潤滑油 ・接着剤、テープ及びシーリング用の充填料 ・プラスチック用紫外線吸収剤

※メトキシ [2, 2, 2-トリクロロ-1-（メトキシフェニル）エチル] ベンゼン（別名メトキシクロル）については、我が国において製造、輸入等の実績が認められないことから、法第 24 条第 1 項の規定に基づく輸入を禁止する製品の指定は行わない。

- 2 法第 25 条の政令で定める用途の指定について、以下の理由を踏まえ、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である

- ・メトキシクロルについては、ストックホルム条約において特定の用途を除外する規定はなく、我が国においても製造、輸入等の実績が認められないため。
- ・デクロンプラス及びUV-328については、他の物質・技術への代替が完了する見込みであり、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため。

3 法第 28 条第 2 項の規定により政令で定める製品の指定について、以下の理由を踏まえ、指定を行わないことが適当である。

- ・メトキシクロルについては、我が国において法における用途の製造、輸入等の実績が認められず、取扱う製品がないため。
- ・デクロンプラス及びUV-328については、他の物質・技術への代替が完了する見込みであり、取扱う見込みもないため。